
青年海外協力隊への現職参加

昭和57年2月

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 9. 13	000
	36
登録No. 14987	JV

青年海外協力隊への現職参加

目 次

協力隊員の現職参加にあたって	1
1. 現職参加の現状	3
(1) 国家公務員	3
(2) 地方公務員	3
(3) 政府関係機関職員	4
(4) 民間会社職員	4
2. 所属先補てん制度	7
(1) 所属先に対する人件費の補てん制度	7
(2) 所属先に対する間接経費の補てん制度	7
3. 健康管理と補償制度	9
4. 都道府県における協力隊事業の位置づけ	10
5. 参考資料	12
(1) 派遣にかかわる関係条例規定整備について自治省より 各都道府県宛協力依頼文書	12
(2) 外務大臣より自治大臣宛依頼文書	13
(3) 地方公共団体における休職条例（抜すい）	14
(表1) 過去4年間にみる身分措置状況	18
(“2) 派遣法を適用した機関	19
(“3) 地方公務員休職（職専免）状況	21
(“4) 県職員（含教育委員会）休職（職専免）状況	22
(“5) 市町村職員休職（職専免）状況	26
(“6) 政府関係機関職員の所属先、派遣職種措置	27
(“7) 民間所属先一覧	28

JICA LIBRARY



1018743[3]

協力隊員の現職参加にあたって

協力隊事業は、昭和40年に政府事業（外務省所管）として発足し、事業の実施は海外技術協力事業団（当時）に委託されて同事業団の外局として青年海外協力隊事務局が設置されました。その後昭和49年8月、国際協力事業団が発足するとともに協力隊事業はその重要な業務の一つ（事業団法第21条第1項第2号の業務）として受けつがれ、引き続き青年海外協力隊事務局が業務を担当して現在に至っています。

この事業の基本理念は、開発途上地域の住民と一体となり職場活動と日常生活をともにすることによって、開発途上国の一般民衆の心情を理解し、相互信頼の上に立って、その国の国づくりに協力しようとする青年に対し、国がその目的達成の機会を与え、その活動を支援することにあります。

開発途上国における隊員の協力活動は技術、技能を生かして行なわれることから、協力隊員の多くは実務経験と社会経験が要求されております。それらを満たす人材の多くはそれぞれの職業に従事しているものであり、派遣前訓練期間を含め約2年半勤務先を離れ現職のまゝ参加することは、終身雇用、年功序列という日本の雇用慣行や社会制度によって大きく阻まれています。

このような社会慣行の中で、現職参加体制（現に勤めている者が、休職等の形で所属先に身分を継続したまゝ協力隊に参加できる体制）を促進するため、その方策の一環として当事務局では所属先に対し人件費及び間接経費を補てんする制度を設けております。

開発途上国に対する国際協力の重要性が認識され、その強化・拡充が国民的コンセンサスとなりつつある昨今、開発途上国の人々との真の交流を目指し、協力隊事業に青春の2年を賭けようとする青年の活動に対し、関係各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

青年海外協力隊事務局長
野 村 忠 策

1. 現職参加の現状

協力隊応募者のうち現職参加（現に勤めている者が、休職等により、所属先に身分を継続したまま協力隊に参加すること）を希望する青年は、年々増加しており、帰国後の再就職との関連からも、この傾向は今後とも続くものと予測されます。

反面、財政事情による公務員の定員削減、民間企業の事業縮小等は、協力隊への現職参加促進にとって、極めて不利な社会環境といえます。

このような客観情勢にも拘らず、現職参加に理解ある所属先が徐々に増えており、最近では、隊員の20%（53年16.9%、54年17.2%、55年20.8%）前後は退職することなく、協力隊に参加しています。

これを更に休職希望者についてみれば、例えば55～56年度では、休職希望者の71%がその希望を達成しています。

しかしながらこれを個々に分析してみますとまだ制度面、社会慣行面での障害が多く、協力隊参加を希望しながらも身分措置上の問題から応募を断念する者、せっかく合格しても止むを得ず参加を辞退する者が少なくありません。所属別にみた現職参加の実情は次のとおりです。（表1参照）

(1) 国家公務員

国家公務員については、昭和46年に派遣法といわれる「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」（昭和45年法律第117号）が施行され、一般職の国家公務員は、この法律の適用で従来「休職」又は「出張」となっていたものが「派遣職員」としての身分取扱いを受けることになりました。現在までに47名の協力隊員がこの該当者となっています。（表2）

なお、派遣法の適用期間は、派遣期間のみに限定されるため、派遣前訓練期間中の約4ヶ月間については、出張等の扱いとなっています。

(2) 地方公務員

地方公務員のうち、都道府県職員については休職措置を講ずるための分限条例がある29都道府県のうち、25都道府県から休職参加者が出ています。該当条例のない18県

についても、条例がないことのみを理由に現職参加が不可能というケースは減少しつつあり既に8県から職専免等運用面の特例措置を受けて隊員となっています。(表3, 4)

ただしこれらの措置はあくまで個別的に扱われているため、各県とも対象者が多くなれば特例扱いすることが難しくなると考えられます。このため、最近では県職員から身分措置対象が出た場合、それを契機として条例改正を検討する動きがあります。

高知県における分限条例の改正(昭和56年3月)、神奈川・広島両県での休職者の給与条例の改正などはその好例といえます。

鳥取県においても昭和56年3月、鳥取県条例第7号で「職員の休職の事由を定める条例」が公布施行され、職員が国際協力事業団において海外協力活動に従事する場合「休職」とする制度が設けられました。

また、これに伴って給与等関係諸規程が改正され、この場合の給与は給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当について100の50を乗じて得た額を支給されることとなりました。

次に市町村職員の場合、仙台市、横浜市、名古屋市、高知市、東京都特別区については条例に基づき休職措置がとられていますが、一般には市町村での条例改定は都道府県の実例からしても容易ではなく、個々の実例を積重ねていくとともに大都市での協力が不可欠と考えられます。

前述の4市・東京都特別区を除いて、休職等の措置については県の事例がある程度参考とされているのが実情です。(表5)

(3) 政府関係機関職員

政府関係機関の職員については、電々公社、国鉄など現職参加についてある程度の合意ができている所からの参加がほとんどであるため、現在特に問題なく現職参加がなされています。

(4) 民間会社職員

民間会社で長期間の有給休職措置を裏付ける規定が設けられているケースは極めて少ないのが実情です。

このため現実に有給休職となった隊員の多くは、運用面での特例扱いとなっています。

一般に会社が自社の社員を協力隊に参加させる場合に考えられる企業側のメリットとしては、①語学力の向上を含め国際的感覚を身につける。②地域住民と生活と労働を共にすることから、その地域のスペシャリストとなる。③プロジェクトの責任的立場に立つこと

が多く、交渉能力、連帯性・協調性を養う。④異文化の中でひとりで生活することにより適確な判断力を養成できる等があげられます。

企業では、これらのメリットを考慮に入れ職員研修の一環とみなして特例措置に踏み切っているケースが多いようです。以下は民間企業で実際に休職措置が取られた具体例です。

企業における休職措置事例

〔A自動車メーカー〕

有給休職措置を講ずるための人事規則があり、当初から国の海外協力事業に協力するとの意志表明があった。

現在まで8名の社員が有給休職で協力隊に参加している。対象者は休職期間中の5割の給与が支給されている。なお休職期間中の定期昇給、給与改定は実施されないが、復職後の評価により給与調整がなされることになっている。

〔B冷凍空調器メーカー〕

人事規則上は有給休職措置がとられないが、①国の事業に協力する、②海外市場との関連で帰国後の活躍が期待できる、という見地から有給休職措置（5割支給）がなされた。休職期間中の定期昇給給与改定についても在職時と同様の扱いとなっている。もし協力隊参加希望者が多くなれば人事規則を改定し、一定のルールに基づいて有給休職措置を取りたいとの見解がある。

〔C建設機械メーカー〕

会社に職員の海外研修制度があり、協力隊参加者についても、この制度に準じて有給休職扱いとなっている。このため待遇面で在勤職員との差別は全くない。

〔D建設会社〕

人事規則では該当する規定はないが、①社員教育の一環としての教育的見地、②子会社の海外事業部で国際感覚を身につけた人が不足しており、復職後海外事業部門での人材として期待できるなどの評価に基づき、特例として有給休職（5割支給）措置がなされた。

〔 E航空会社 〕

人事規則上は、直接該当するものがないため、「会社が特に認めた場合」の規定が適用され休職扱いとなった。

この場合は無給休職が通例であるが、①国の事業に協力する、②協力隊の補てん制度が整備されている、の2点を重視し、有給休職措置（10割支給）がとられた。

〔 F造船会社 〕

協力隊参加のための取扱い要領を制定し、人事政策の一環として、社員を推薦している。待遇は有給休職（5割）扱いになっている。

2. 所属先補てん制度

協力隊に参加する青年は、社会人であり、かつ実務経験者であることを建前としています。これらの条件に合致する青年は、ほとんどが勤務先をもっており、隊員となるためには、その所属先との関係が極めて大きな問題となっています。

協力隊事務局では、これらの隊員の派遣期間中、所属先における身分の確保（有給休職措置）を図るとともに、隊員の離脱期間中、所属先に生じる損失を出来るだけ補てんするため、昭和48年度から人件費補てん制度を、また50年度からは間接経費の補てん制度を設けております。

(1) 所属先に対する人件費の補てん制度

これは、勤務先が協力隊に参加する隊員に対して有給休職措置をとった場合、「基本給及び期末手当」については5割を上限として、社会保険料事業主負担分相当額（但し、前記金額の合計額に100分の20が限度額）及び退職給与引当金相当額（但し、前記金額の合計額に100分の17が限度額）を、隊員の所属先に補てんする制度で、詳しくは「青年海外協力隊隊員の所属先に対する人件費の補てんに関する基準」のとおりです。

この基準でいう基本給の2分の1を超えない額とは、本来支給すべき基本給（100分の100）を基本としたものであり、国の補てん額は、その2分の1が限度であるということです。

従って、所属先が有給休職期間中に当該参加者に対し支給する給与が、かりに100分の70であるならば、国の補てんは100分の50、所属先の負担は100分の20となり、また支給する給与が100分の50かまたはそれを超えない範囲であるならばその支給額の全額（期末手当分は100分の380が限度）を補てんできることとなります。

なお、この制度は、国家公務員を除く地方公務員、団体職員、民間会社職員等の所属先に対して適要されます。

(2) 所属先に対する間接経費の補てん制度

本制度は現職参加者が民間の会社・団体に所属している場合に限り適用されるもので、たとえその職員が休職中であっても、支出を余儀なくされる経費、すなわち間接経費（生

産・販売に直結しない経費で主として一般管理費)を国が補てんするものです。

一般で民間企業で社員が一定期間、有給休職で離脱する場合の損失は、①人件費、②間接経費、③本人が職場にいたならば得ることができたであろう期待利益、の三つに分けることができます。

これらのうち、期待利益については、協力隊参加の場合、その社員の海外体験による収穫、(語学力、現地民衆の心情理解力、人間としての成長など)が、会社の人的資産となり得るので、一種の研修と見たてることができること、また社員の協力隊参加を認めるという形で企業利益の社会還元を行うという見方もあり得ること等から、企業の損失と相殺できるものとして人件費に加えて間接経費を補てんすることで、国としてある程度妥当な配慮を行ったことになるという考え方に立ったものであります。

3. 健康管理と補償制度

日本と隔絶した自然条件、社会条件の厳しい環境で2年間海外協力活動を進めるためには、数多くの障害をのりこえてゆく強じんな意志と思考力、情熱、冷静な情勢判断力、そして、それを支える健康な身体と劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力が必要です。

隊員は心身ともに健康な状態で任務を遂行できるよう充分健康管理に心がけなければなりません。健康管理については、協力隊事務局としても隊員の出発時に医薬品を携行させ、またほとんどの派遣団に設置されている協力隊駐在員事務所あてに少なくとも年1回医薬品をまとめて購送し、救急の用に供しています。

さらに現地の健康診断を年2回、原則としてそれぞれの派遣国の首都に隊員を集めて実施しています。これに加えて、派遣隊員の健康管理を充実するため、隊員の派遣前の健康診断のデータ、現地健康診断の結果、病気、ケガの診療報告などを集録し、任地での医療問題、携行医薬品等の国別医療情報の確立に努力しています。

重傷病発生の緊急特別措置として、発生傷病に対応する各専門医による診察、治療を制度化すると共に、後遺症を残す恐れのある重傷病については帰国診療、施術の要否を判定してもらうため、権威ある医師を斡旋してもらい可能な限りの治療を実施しています。また、あらかじめ報告すべき項目が駐在員の手許に届けられていて電話、電信等により顧問医（東京大学医科学研究所）の指示助言が得られるシステムも設けられています。

健康であるときは厳しく（現地の生活水準をもとに策定した海外手当で、現地住民と一体となって協力活動を進める。いわゆる奥地前進の気風）、不幸にして傷病等災害が発生したときは手厚く、というのが事務局の考え方の底に流れています。

派遣前訓練（技術研修を含む）の開始時から隊員として現地活動し、帰国するまでの期間に、病気、災害、生命に係わる事故等が発生した場合に備えて、下記の補償制度をもうけています。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1) 団体生命保険：3,000万円 | 3) 労働者災害補償保険：業務上の傷病 |
| 2) 災害補償制度：業務上の傷病 | (任国滞在中) |
| (派遣前訓練期間中及び赴任途上) | 4) 共済給付制度：業務外の傷病 |

4. 都道府県における協力隊事業の位置づけ

本参考資料は昭和50年3月28日外務省で実施された、全国都道府県国際協力事業団関係主管課長会議の青年海外協力隊分科会において同省から配布されたものです。

協力事業隊は、国際協力事業団法第21条に明確に法文化されている通り、青年の海外協力活動を促進し、助長するものである。いいかえれば、海外協力活動を志望し、これに参加するひとりひとりの青年が主役なのであって、国は支援者の立場に立っている。

協力隊に参加する青年は、日本の国民であると同時に、都道府県民であり、また市・町・村民でもある。青年が主役で国は支援者という団法の姿勢に準じて、都道府県も支援者となることは、本件支援事業の主務官庁としてもっとも望ましいことと考える。

近年、多数の地方公共団体が、住民である青年の海外派遣、海外交流の諸事業を、県単独事業として推進しつつあり、協力隊は、これらの青年海外派遣事業の延長線上にあるとあってよい。現に各府県の派遣青年と協力隊員との現地交歓、協力隊員任地・活動状況の視察、協力隊員を仲立ちとしての現地青年との交流等が年々活発になっており、これら「青年の船・つばさ」等と呼ぶ諸事業経験者から、同じ海外派遣事業としての協力隊に参加を志望する例は少なくない。

法律上からみた事業の本旨からも、また上述の現実に照らしても、国と同様に県が支援者の立場に立ち、県の青年関係業務や国際交流業務と密接に関連して進められてゆくことが望ましい。

以上の観点に立った上で具体的業務を考えてみると、概略次のようなことが考えられる。

- ① 隊員（特に郷土出身隊員）の海外活動に関して知識を普及し、都道府県民の理解を増進すること
- ② 応募相談
- ③ 訓練期間、派遣直前、海外協力活動期間にわたっての精神的支援
- ④ 帰国後の地域内定着指導（出身県外への流出阻止）
- ⑤ OBないしOB会の活動に対する助成（オピニオン・リーダーとしての活用）

外務省としては、47の全都道府県が今すぐ一せいに右の業務すべてを都道府県の支援

業務として取りあげることが困難であろうと予想しており、むしろ逐次、都道府県の気運醸成度に応じた取りあげ方で進まれることの方が現実的であり堅実ではないかと考える。またそれぞれの業務の取りあげ姿勢の上で、各都道府県独自のものが打ち出されることを期待している。

なお右について若干付言するならば、協力隊支援事業の意義について、国では対外的配慮のこともあり、海外協力の面を表面に打ち出し、人間交流、人間形成の両面における絶大な期待効果を表面に立てないことにしているが、都道府県においては、支援根拠の上で、人間交流、人間形成の両面を主軸とされて一向に差支えない。現に国として参加隊員の郷土還元については、施策の上でも積極的な配慮を加えているところである。(選考に当たって協力活動上の資質に加え帰国後各都道府県のオピニオン・リーダーとなり得る人物であることを基準としていること、現職参加体制を推進していること等)

協力隊事業にかける地方公共団体と国際協力事業団との間の連絡・協力に関する事業団法の条項(第40条)は、これまでに記述してきた考え方を背景として、主役である青年の海外協力活動を国も支援し、県も支援する、という前提で理解し活用して頂きたいと考える。

幸い全都道府県に協力隊に関する担当課が設けられ、協力隊事務局は各県担当職員を配し、前記第40条が十二分に活かされた形で密接な連絡が保たれている。またすでに若干の県においては、協力隊業務を県の事務分掌規定中に明記して活発な活動を展開されており、外務省としてはいろいろな形がなるべく速かに一般化することを希望してやまない。

5. 参 考 資 料

(1) 派遣にかかわる関係条例規定整備について自治省より各都道府県宛協力依頼文書

謹啓 晩秋の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、政府機関等の要請に基づき、国際協力等の目的で地方公共団体の職員が外国政府の機関等の業務に従事する場合には、原則として当該職員の身分を国家公務員に切替えたうえで「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」により派遣が行なわれるべきのものでありますが、今般、国の予算措置に基づき、海外技術協力事業団から技術協力のために海外に派遣される専門家の所属先に対して人件費を補てんする制度が設けられることとなり、外務省を通じて本制度に対する地方公共団体の協力方の要請がありました。

つきましては、本制度の適用の対象となる海外技術協力事業団からの専門家派遣の場合には、地方公務員の身分を保有したまま職員の派遣を行ないうる途を開くことが適当と考えますので、この趣旨をご理解のうえ、所要の措置をとられるようお願いいたします。この場合、職員が海外技術協力事業団から派遣されている期間中の身分取扱いについては、派遣期間が数ヶ月の短期間の場合には職務専念義務の免除等によっても差支えないが、原則としては当該職員を休職にするのが適当であると考えますので、例えば「開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施に関する業務を行なう公共団体のうち、任命権が人事委員会と協議して定めるものから派遣されて、これらの地域においてその職員の業務と関連があると認められる業務に従事する場合」には、これを休職事由とすることができる等関係条例の規定整備をお願いします。

なお、貴管下関係市町村に対しても、この趣旨について指導されるようお願いいたします。

おって、専門家所属先に対する人件費の補てん制度については、海外技術協力事業団において説明会が開かれることとなっておりますので申し添えます。

時節がら、ご健康に留意され、一層のご活躍のほどをお祈り申し上げます。

昭和46年11月26日

敬 具

自治省行政局公務員部

公務員第一課長 大 橋 茂 二 郎

各都道府県総務部長 殿

(2) 外務大臣より自治大臣宛依頼文書

外 務 省

経 技 技 第 38 号

昭和46年10月18日

自治大臣 渡 海 元 三 郎 殿

外務大臣 福 田 越 夫

所属先補填制度に関する地方公共団体に対する指導について

今般海外技術協力事業団は技術協力のために派遣される専門家の所属先に対し、その人件費を補填することとし、別添のとおり規程を定めました。

については本規程の趣旨にかんがみ、貴大臣より各地方公共団体に対し、本規程の実施を円滑ならしめるよう指導方願います。

付 属 添 付 (省略)

(3) 地方公共団体における休職条例（抜粋）

〔山形県〕の例

山形県条例第31号（昭和50年）

職員の分限に関する条例の一部改正する条例

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第1条 職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

任命権者は、職員が次の各号の一に該当する場合には、これを休職にすることができる。

- (1) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設においてその職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項について長期の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより、その職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

第2条第2項中「前項」を「前項各号一」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限並びにその手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限並びにその手続及び効果に関する条例（昭和31年9月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

（休職の事由）。

第2条 県教育委員会は、学校職員が次の各号の一に該当する場合には、これを休職にすることができる。

- (1) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設においての学校職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項について長期の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより、その学校職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

第6条第2項中「第2条」を「第2条及び法第28条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔高知県〕の例

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和56年3月24日

高知県知事 中 内 力

高知県条例第2号

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の下に「第27条第2項並びに」を、「反する」の下に「休職の事由並びに」を加える。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（休職の事由）

第2条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる機関の要請等により、当該機関における業務又は学術に関する長期の研究若しくは指導に従事する場合であって、当該職員の職務に関連があると認められるときは、休職にすることができる。

1. 外国政府の機関
2. 外国の大学等教育機関
3. 前2号に準ずる公共的機関

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（休職の事由の特別措置）

- 2 当分の間、第2条の規定の適用により職員を休職にすることができる場合は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）の規定に基づく国際協力事業団を経由して要請のあった場合に限るものとする。

附 則

（施行期日）

1. この条例は、公布の日から施行する。
(職員の給与に関する条例の一部改正)
2. 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。
第26条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。
 - 4 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第2条及び附則第2項に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の50を支給することができる。(以下省略)

〔広島県〕の例

広島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(抜すい：昭和51年第41号)

5. 職員が国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)の規定に基づく国際協力事業団の要請により同法第21条第1項第2号に掲げる業務に従事するため、職員の休職に関する条例(昭和40年広島県条例第32号)第2条の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の50以内を支給することができる。

〔神奈川県〕の例

神奈川県人事委員会規則第7号(昭和53年)

職員の休職期間中における給与の支給割合等に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)第20条第5項及び第22条第1項の規定に基づき、職員の休職期間中における給与の支給割合等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給割合)

- 第2条 職員の給与に関する条例第20条第5項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 職員が外国政府等の機関の要請により、国際協力事業団を経由し、専門家として当該機関の業務に従事する場合 100分の100

(2) 職員が外国政府等の機関の要請により、国際協力事業団を経由し、青年海外協力隊の隊員として当該機関の業務に従事する場合 100分の50

2. 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合で当該各号に定める割合によることができない特別の事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その支給割合を定めることができる。

〔高知市〕の例

高知市職員給与条例の一部を改正する条例

高知市職員給与条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

昭和56年12月21日

高知市長 横山 龍雄

高知市職員給与条例の一部を改正する条例

4. 職員が国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）の規定に基づく国際協力事業団を経由した要請を事由として休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の50を支給することができる。

表(1) 過去4年間にみる身分措置状況

区分 年次	合格者		民		開		国家公務員		地方公務員		政府関係機関職員		合計		
	総数	身分措置 希望者数	身分措置 達成者数	希望 達成率 %	身分措置 達成者数	希望 達成率 %	身分措置 達成者数	希望 達成率 %	身分措置 達成者数	希望 達成率 %	身分措置 達成者数	希望 達成率 %	身分措置 達成者数	希望 達成率 %	
53/1前後	172	21	10	48	3	100	9	33	9	9	8	89	42 (24%)	24	57
2前後	153	28	16	57	2	50	9	44	9	7	77	48 (31%)	28	58	
計	325	49	26	54	5	80	18	39	18	15	83	90 (26%)	52	58	
54/1-2	176	11	7	47	3	67	11	33	7	7	100	32 (18%)	20	53	
3.4	185	39	23	59	7	71	12	73	4	4	100	62 (34%)	40	64	
計	361	50	30	60	10	70	23	55	11	11	100	94 (26%)	60	64	
55/1-2	207	25	15	60	3	100	21	67	9	9	100	58 (28%)	41	72	
3.4	206	29	23	79	5	40	11	50	7	7	100	55 (27%)	39	71	
計	413	54	38	70	8	63	35	60	16	16	100	113 (28%)	80	72	
56/1-2	265	22	14	64	5	40	21	76	7	7	100	55 (21%)	39	71	
3.4	188	17	14	82	4	25	12	50	8	8	100	41 (22%)	29	71	
計	453	39	28	72	9	33	33	67	15	15	100	95 (21%)	68	71	

表(2) 派遣法を適用した機関

(46年度1次隊より
56年度4次隊まで実績)

出身省庁	所属先	派遣年次	派遣国	派遣職種
文部省	東京大学農学部	47年1次	インド	日本語教師
"	東京医科歯科大学付属病院	48年1次	ネパール	看護婦
"	東京大学医学部付属病院	48年2次	"	"
"	東京医科歯科大学付属病院	50年1次	"	"
"	東京大学医学部付属病院	52年1次	マラウイ	"
"	京都大学附属病院	52年2次	シリア	"
"	東京工業大学原子炉工学研究所	53年1次	フィリピン	電子機器
"	東京医科歯科大学付属病院	53年2次	ネパール	看護婦
"	東京大学医学部附属病院	54年3次	チュニジア	助産婦
"	九州大学医学部附属病院	54年4次	ネパール	看護婦
"	島根医科大学医学部附属病院	55年2次	セネガル	"
"	高エネルギー物理学研究所	55年4次	ザンビア	電子機器
厚生省	国立療養所西札幌病院	47年2次	マラウイ	"
"	国立鹿児島病院	49年2次	"	"
"	国立療養所西札幌病院	"	"	"
"	" 東佐賀病院	51年1次	"	助産婦
"	国立札幌病院	51年2次	ネパール	看護婦
"	国立療養所福岡東病院	54年2次	パラグアイ	"
"	" "	55年1次	ネパール	"
"	" 西別府病院	54年3次	ネパール	"
"	国立福岡中央病院	56年1次	ボリヴィア	助産婦
運輸省	東京航空局	49年1次	ザンビア	無線航法
"	"	51年1次	"	"
"	大宮無線標識所	"	"	無線通信
"	東京航空局	52年1次	"	"
"	第2港湾建設局	52年1次	ガーナ	土木設計
"	航空交通管制部	53年1次	ザンビア	無線通信機
"	大阪航空局	56年2次	ケニア	"
建設省	関東地方建設局	47年1次	マラウイ	道路設計
"	"	47年3次	マレーシア	農業土木
"	"	48年1次	タンザニア	地図制作
"	国土地理院	49年2次	マラウイ	測量
"	"	54年4次	ネパール	"

出身省庁	所 属 先	派遣年次	派遣国	派 遣 職 種
郵 政 省	関 東 電 波 監 理 局	47年1次	エチオピア	電 波 監 理
“	東 京 通 信 病 院	50年1次	ネパール	看 護 婦
“	名 古 屋 “	55年4次	ホンデュラス	助 産 婦
通 産 省	工 業 技 術 院	48年1次	エチオピア	工 作 機 械
大 蔵 省	印 刷 局	53年1次	パラグアイ	印 刷
海上保安庁	仙 台 航 空 基 地	46年3次	マレーシア	ラジオ・テレビ修理
“	“	49年2次	タンザニア	ラ ジ オ 送 信
“	姫 路 海 上 保 安 庁	52年1次	チュニジア	船 舶 機 関
“	第 3 管 区 海 上 保 安 本 部	54年3次	ザンビア	無 線 通 信 機
“	鳥 羽 海 上 保 安 部	55年2次	ペル ー	船 舶 機 関
“	名 古 屋 海 上 保 安 部	56年3次	タンザニア	“
国 税 庁	足 立 税 務 署	49年2次	フィリピン	日 本 語 教 育
警 察 庁	皇 宮 警 察 本 部	50年2次	ザンビア	柔 道
気 象 庁	気 象 衛 星 セ ン タ ー	54年2次	マラウイ	無 線 通 信 機

合計 47名

表(3) 地方公務員休職(職専免)状況

(40年度1次隊より
56年度4次隊までの実績)

県名	県職員休職者数 (含教育委員会)	市町村職員 休職者数	県名	県職員休職者数 (含教育委員会)	市町村職員 休職者数
○北海道	1	1(尻岸内町)	三重県		
○青森県	2		○滋賀県	2	
○岩手県	3	1(水沢市)	○京都府		1(京都市)
○宮城県	4	6(仙台市)	○大阪府	6	2(堺市)
○秋田県	1		○兵庫県	5	2(神戸市)
○山形県	1	2(新庄市)	奈良県		1(尼崎市)
○福島県	2	1(会津若松市)	和歌山県	1	
○茨城県	1	1(熱塩加納村)	○鳥取県	1	
栃木県			○島根県	1	1(江津市)
群馬県	2	1(前橋市)	○岡山県		
埼玉県	1	1(越谷市)	○広島県	3	
千葉県	6	2(松戸市)	○山口県		
		(墨田・中央)	○徳島県	1	
○東京都	18	6(世田谷2・大)	香川県		
		(田・武蔵野)	愛媛県		
○神奈川県	13	7(横浜市)	○高知県	2	
新潟県			○福岡県	2	1(北九州市)
富山県	3		佐賀県		
○石川県	1		長崎県	1	
福井県		1(上中町)	熊本県		1(熊本市)
山梨県	1		○大分県		
○長野県	1		宮崎県	2	
岐阜県			○鹿児島県	1	
○静岡県	6		○沖縄県	5	
○愛知県	8	3(名古屋市)	計	116	42

※○印は該当する休職条例の制定されている都道府県(29都道府県)

※県警察本部関係はこの中に含まない。

表(4) 県職員(含教育委員会)の休職又は職専免状況

県名	所属先	派遣職種	人数	措置	給与支給率
北海道	土木部釧路土木現業所	測量	1	職専免	
"	上川支庁	農業土木	1	"	
"	釧路支庁農業改良普及所	栄養	1	有給休職	7割
"	林務部林政課	病虫害	1	"	"
"	札幌医科大学付属病院	助産婦	1	"	"
"	渡島支庁	森林経営	1	"	"
"	教育委員会	体育教育	1	"	"
"	"	園芸	1	"	"
"	"	理数科教師	2	"	"
"	"	婦人子供服	1	"	"
青森県	畜産試験場	畜産	1	"	
"	教育委員会	測量	1	職専免	10割
岩手県	繭検定所	養蚕	1	休職	
"	教育委員会	数学教育	1	有給休職	7割
"	"	工作機械	1	"	"
宮城県	教育委員会	特殊体育	1	"	"
"	"	天然痘	1	"	"
"	"	理数科教師	1	"	"
"	"	農業機械	1	"	"
秋田県	農業水利課	農業土木	1	職専免	10割
山形県	家畜保健衛生所	獣医	1	有給休職	7割
福島県	県立医科大学	図書館司書	1	"	"
"	病虫害防除所	野菜園芸	1	"	"
茨城県	土木部	土木設計	1	"	5割
群馬県	企業局	測量	1	休職	
"	土地改良事務所	農業土木	1	職専免	10割
埼玉県	土地改良事務所	測量	1	休職	
千葉県	土木部	土木技術	1	職専免	10割
"	教育委員会	電子工学	1	"	"
"	"	体育教育	1	"	"
"	"	造園	1	"	"
"	"	体育	1	"	"
"	"	理数科教師	1	"	"
東京都	建設局	建築	2	有給休職	5割

県名	所属先	派遣職種	人数	措置	給与支給率
東京都	水道局	水道工事	1	有給休職	5割
"	第五建設事務所	土木一般	1	"	"
"	経済局	機械整備	1	"	"
"	水道局	農業土木	1	"	"
"	"	水道設計建設	1	"	"
"	交通局	自動車整備	1	"	"
"	建設局	造園	1	"	"
"	教育委員会	体育	1	"	"
"	"	養鶏	1	"	"
"	"	測景	1	"	"
"	"	造形美術	1	"	"
"	"	日本語	1	"	"
"	"	農業機械	1	"	"
"	"	美術	1	"	"
"	"	理数科教師	1	"	"
"	"	柔道	1	"	"
神奈川県	県立厚木病院	高校教師	1	有給休職	5割
"	県立こども医療センター	看護婦	1	"	"
"	"	作業療法士	1	"	"
"	県立農業大学校	野菜	1	"	"
"	県立成人病センター	看護婦	1	"	"
"	教育委員会	体育	2	"	"
"	"	柔道	1	"	"
"	"	天然痘	1	"	"
"	"	レクリエーション	1	"	"
"	"	ピアノ	1	"	"
"	"	理数科教師	2	"	"
富山県	公害センター	"	1	職専免	10割
"	西部家畜保健衛生所	獣医師	1	"	"
"	教育委員会	体育教育	1	"	"
石川県	土木部	土木一般	1	"	"
山梨県	土木部	理数科教師	1	無給休職	—
長野県	松本家畜保健衛生所	医動物学	1	休職	
静岡県	磐田保健所	看護婦	1	有給休職	5割
"	教育委員会	体育	2	"	"

県名	所 属 先	派遣職種	人数	措 置	給与支給率
静岡県	教育委員会	物理教育	1	有給休職	5割
"	"	数学教育	1	"	"
"	"	森林経営	1	"	"
愛知県	水道部	灌漑	1	職専免	
"	教育委員会	生物教育	1	有給休職	7割
"	"	造形美術	1	"	"
"	"	バレーボール	1	"	"
"	"	理数科教師	3	"	"
"	"	体育	1	"	"
滋賀県	長浜県事務所	林業	1	休 職	
"	教育委員会	ラジオ, TV修理	1	"	
大阪府	総務部	青少年活動	1	有給休職	5割
"	教育委員会	家政	1	"	"
"	"	理数科教師	3	"	"
"	"	手芸	1	"	"
兵庫県	県立尼崎病院	看護婦	1	職専免	
"	土木部	土木施行	1	有給休職	5割
"	教育委員会	理数科教師	1	"	"
"	"	日本語	1	"	"
"	"	家政	1	"	"
和歌山県	教育委員会	理数科教師	1	職専免	5割
鳥取県	県立中央病院	看護婦	1	有給休職	"
島根県	松江家畜保健衛生所	獣医	1	"	10割
広島県	呉農林事務所	種作	1	"	5割
"	教育委員会	音楽	1	"	"
"	"	陸上競技	1	"	"
徳島県	"	柔道	1	"	7割
高知県	県立中央病院	助産婦	1	"	5割
"	教育委員会	理数科教師	1	"	"
福岡県	北九州土木事務所	測 量	1	職専免	
"	行橋土木事務所	測 量	1	有給休職	7割
長崎県	中央家畜保健衛生所	獣 医	1	職専免	5割
宮崎県	総合農業試験場	畜 産	1	職専免	
"	"	飼料作物	1	"	
鹿児島県	教育委員会	理数科教師	1	"	10割

県名	所属先	派遣職種	人数	措置	給与支給率
沖縄県	琉球政府建設局	測量	1	休職	
〃	琉球土木技術研究所	土木	1	〃	
〃	琉球政府建設局	土質検査	1	〃	
〃	琉球那覇保健所	家畜人工受精	1	〃	
〃	教育委員会	高校教師	1	有給休職	7割

該当する分限条例が設けられている県では休職扱いとなり、設けられていない県では職専免又は休暇扱いとなっている。

ただし、青森県、鹿児島県では有給の扱いができないため職専免となっている。

表(5) 市町村職員の休職又は職専免状況

(56年度4次隊までの実績)

派遣年度	市町村名	所属先	派遣職種	人数	措置
51年	北海道尻岸内町	教育委員会	漁具漁法	1	職専免
43	青森県水沢市	農林課	野菜	1	有給休職
47	宮城県仙台市	ガス局	農業土木	1	"
49	"	市立病院	看護婦	1	"
"	"	建設局	土木一般	1	"
52	"	開発局	農業土木	1	"
"	"	"	都市計画	1	"
53	"	建設局	配管	1	"
41	山形県新庄市	農産課	稲作	1	"
43	"	土木課	水道管敷設	1	"
40	福島県会津若松市	総務課	農業普及	1	"
48	" 熱塩加納村	役場	土木一般	1	"
42	群馬県前橋市	建設部	都市計画	1	職専免
53	埼玉県越ヶ谷市	建設部	土木施行	1	"
47	千葉県松戸市	財務部	建築設計	1	"
51	" "	都市部	造園	1	"
52	東京都墨田区	建設部	土木設計	1	有給休職
54	" 世田谷区	土木部	"	1	"
56	" "	都市環境部	理数科教師	1	"
54	" 中央区	日本橋保健所	食品加工	1	"
55	" 大田区	土木部	測量	1	"
55	" 武蔵野市	環境整備部	造園	1	無給休職
46	神奈川県横浜市	厚生部	"	1	有給休職
48	" "	鶴見土木事務所	測量	1	"
"	" "	水道局	水道工事	1	"
53	" "	港湾局	電気機器	1	"
"	" "	道路局	土木設計	1	"
54	" "	市立大学	看護婦	1	"
56	" "	医学部病院	"	1	"
44	福井県上中町	住民センター	農業土木	1	"
44	愛知県名古屋市	保健所	食肉検査	1	"
54	" "	下水道局	土木施行	1	"

派遣年度	市 町 村 名	所 属 先	派 遣 職 種	人 数	措 置
55年	愛知県名古屋市	市安田保育園	幼稚園教諭	1	有給休職
50	京都府京都市	清掃局	冷凍機	1	無給休職
50	大阪府枚方市	土木部	野菜栽培	1	有給休職
54	“ 堺市	市立堺病院	理学療法士	1	“
48	兵庫県神戸市	土木局	造園	1	“
56	“ “	交通局	土木設計	1	“
50	“ 尼崎市	公園部	果樹栽培	1	“
56	島根県江津市	農林課	測量	1	職専免
53	福岡県北九州市	衛生局	獣医師	1	有給休職
42	熊本県熊本市	熊本保健所	食肉検査	1	職専免

＊ 東京都特別区，仙台市，名古屋市，横浜市，高知市については該当する休職条例が制定されている。

表(6) 政府関係機関職員の所属先，派遣職種，措置

(56年度4次隊までの実績)

所 属 先	派 遣 職 種	措 置
日本道路公団	土木設計，土木施行	無給休職
日本住宅公団	建築	有給休職
労働福祉事業団	理学療法士，助産婦	無給休職
日本国有鉄道	車両ディーゼル，理数科教師，土木設計	有給休職
日本専売公社	稲作	“
日本電信電話公社	地下ケーブル，無線通信，マイクロウェーブ保守 無線通信機，電話交換機，電話線路 テレックス	有給 特認休暇
国際電信電話株式会社	無線通信，マイクロウェーブ，ラジオ送信 テレックス，無線通信，無線通信機 電話交換機	有給休職
日本航空株式会社	電子機器，秘書，無線通信機	“

表(7) 民間所属先一覧

(46年度3次隊より
56年度4次隊までの実績)

製 造	日 産 デ ィ ー ゼ ル 工 業 (株)
(株) 田中レントゲン製作所	日 産 自 動 車 (株)
日 本 電 気 (株)	(株) 日 本 I . B . M .
阪 神 内 燃 機 工 業 (株)	(株) 富 士 ゼ ロ ッ ク ス
(有) 小 林 砲 金 工 場	新 栄 船 舶 (株)
山 川 工 業 (株)	矢 崎 化 工 (株)
東 立 通 信 工 業 (株)	鐘 淵 化 学 工 業 (株)
(株) 名 機 製 作 所	鐘 紡 (株)
(株) 川 島 製 作 所	住 友 金 属 工 業 (株)
日 本 鉄 塔 工 業 (株)	東 京 芝 浦 電 気 (株)
西 林 精 工 (株)	東 京 三 洋 電 機 (株)
ソ ニ ー (株)	エ ル コ ー (株)
富 士 重 工 (株)	日 本 金 属 工 業 (株)
沖 電 気 工 業 (株)	信 越 化 学 工 業 (株)
明 星 電 気 (株)	新 日 本 製 鉄 (株)
桑 野 電 機 (株)	
岩 崎 通 信 機 (株)	建 設
関 東 自 動 車 工 業 (株)	(株) 植 木 組
日 本 鋼 管 (株)	(株) 戸 田 建 設
三 井 造 船 (株)	東 芝 電 気 工 事 (株)
シ ャ ー プ (株)	日 成 建 設 (株)
(株) 大 東 食 研	不 動 建 設 (株)
(株) 三 菱 重 工 業	東 海 住 宅 (株)
(株) 日 工 精 機	阪 和 都 市 開 発 (株)
(株) 小 松 製 作 所	(株) 岬 建 築 事 務 所
(株) 富 士 電 気 製 造	開 発 技 建 (株)
(株) 東 北 建 機 工 業	笠 井 建 設 工 業 (株)
エ イ コ ウ 電 子	(株) 大 栄 コ ン ス ト ラ ク シ ョ ン
ア ダ ム 機 工 (株)	鹿 島 建 設 (株)
山 本 車 輛 工 業 (株)	東 洋 熱 工 業 (株)
ダ イ ハ ッ 工 業 (株)	(株) 三 協 電 検
(株) 日 立 製 作 所	(東 芝 電 気 工 事)
荒 井 製 作 所	東 芝 プ ラ ン ト 建 設 (株)

(株) 間 組
 (株) 山 形 組
 (株) 東 京 日 放
 (株) 富 士 ホ ー リ ン グ
 日 建 工 学 (株)
 (株) 伊 藤 建 設 工 業
 (株) 東 京 電 気 工 務 所
 安 西 工 業 (株)
 (株) 鋼 管 基 礎 工 業
 (株) 綜 合 開 発 機 構
 (株) 大 同 建 設
 (株) 大 鉄 工 業
 (株) 日 産 建 設
 (株) 牡 鹿 半 島 開 発
 栃 木 設 備 工 事
 井 原 建 設 工 業 (株)
 (株) 大 石 組
 西 松 建 設 (株)
 円 野 建 設 (株)
 東 鉄 工 業 (株)
 北 海 道 機 械 開 発 (株)
 (株) 橋 詰 工 務 店
 佐 藤 工 業 (株)
 七 洋 設 備 (株)
 小 野 良 建 設 (株)
 奈 良 建 設 (株)
 建 築 研 究 所 フ ォ ー ラ ム
 (株) 奥 村 組
 (株) 富 島 組
 堺 開 発 (株)

商業、販売、サービス
 (株) ア ヅ マ
 (株) 会 津 茂 農
 (株) 富 士 コ カ コ ー ラ ・ ホ ト リ ン グ

(株) 三 菱 機 器 販 売
 倉 橋 商 店
 大 興 商 事 (株)
 (株) ダ イ キ ン 工 業
 長 野 外 車 販 売 (株)
 富 士 重 工 業 (株)
 (株) 伸 銅
 (株) ピ ー タ ー パ ン
 岩 手 電 装 モ ー タ ー サ ー ビ ス (株)
 山 本 車 両 工 業
 山 田 自 動 車 工 業
 (株) エ ラ 自 動 車 工 業
 日 新 自 動 車 (株)
 紅 梅 屋 (株)
 東 陽 通 商 (株)
 宮 城 ダ イ ハ ッ 販 売
 オ カ モ ト 産 業 (株)
 (株) 東 京 丸 一 商 事
 (株) 日 整 自 動 車 工 業
 (株) 東 洋 運 搬 機
 辺 見 水 道 工 業 所
 ヤ グ チ ガ ス 任 接 (有)
 (株) 福 岡 フ ェ ン ダ ー
 (株) 九 動
 (有) 小 自 動 車 工 業
 四 国 機 器 (株)
 (株) 広 島 マ ッ ダ
 (株) 東 京 マ ッ ダ オ ー ト
 東 京 日 産 自 販 (株)
 埼 玉 日 産 自 動 車 (株)
 千 都 日 産 モ ー タ ー (株)
 神 奈 川 日 産 自 動 車 (株)
 東 京 日 産 モ ー タ ー (株)
 水 戸 日 産 モ ー タ ー (株)
 札 幌 日 産 モ ー タ ー (株)

甲斐日産モーター(株)
 トヨタカローラ神奈川(株)
 (株)福岡トヨベツト
 山形トヨベツト(株)
 (株)三河三菱自動車販売
 (株)岩手三菱自動車
 群馬三菱自販(株)
 兵庫三菱ふそう自販(株)
 福井三菱ふそう自販
 (株)河上自動車センター
 (有)新潟CHサービス
 茨城三菱ふそう自動車販売(株)
 重工環境サービス(株)
 静岡日産自動車(株)
 日産プリンス宮城販売(株)
 広島日産自動車(株)
 石川日産自動車販売(株)

学 校

尚 綱 女 学 院
 東 京 成 徳 短 大 学 院
 フ ェ リ ス 女 学 院
 明 浄 学 院
 順 天 堂 大 学
 樟 蔭 学 園
 北 里 大 学
 東 京 農 業 大 学
 中 央 工 学 校
 松 本 歯 科 大 学
 聖 マリアンナ 医 科 大 学
 常 葉 学 園 橋 高 等 学 校
 金 沢 経 済 大 学
 京 都 高 等 工 芸 学 校

病 院

住 友 病 院
 高 橋 齒 科 医 院
 日 赤 医 療 セ ン タ ー
 大 森 赤 十 字 病 院
 足 利 赤 十 字 病 院
 聖 バ ル ナ バ 病 院
 大 宮 赤 十 字 病 院
 成 田 赤 十 字 病 院
 山 本 産 婦 人 科 医 院
 広 島 赤 十 字 病 院
 帯 広 赤 十 字 病 院
 静 岡 赤 十 字 病 院
 京 都 府 赤 十 字 血 液 セ ン タ ー
 盛 岡 臨 床 検 査 セ ン タ ー
 勝 連 老 人 病 院
 秋 田 赤 十 字 病 院

設 計 事 務 所

日 野 測 量 設 計 (株)
 (株) サ ッ ポ ロ エ ン ジ ニ ア ズ
 宮 原 建 築 測 量 設 計 (株)
 (株) バ ト ス 建 築 設 計 室
 川 喜 田 建 築 設 計
 (株) 青 木 測 量 設 計
 (株) 岬 建 築 事 務 所
 田 村 忠 設 計 事 務 所
 (株) 明 水 エ ン ジ ニ ア ズ
 メ ト ロ 設 計 (株)
 桑 田 設 計 事 務 所
 (有) 日 新 技 研 設 計 事 務 所

コンタルサント

東京道路エンジニアリング(株)
日本水工コンサルタント
(株) 国 際 協 力
昭 和 測 量 工 業 (株)
(株)三井共同建設コンサルタント
(株)パシフィックコンサルタンツ
(株)構造計画コンサルタント
日本ビジネスコンサルタント(株)
玉野総合コンサルタント(株)

測 量

(株)山根測量事務所
西 谷 測 量 (株)
北 日 本 測 地 (株)
関 東 ア ジ ア 航 測 (株)
(株)東洋航空事業
(株)ト デ ッ ク
鈴 木 測 量 事 務 所

そ の 他

(株) 楽 舎
神 森 養 殖 漁 業 生 産 組 合
島 根 県 伯 太 町 農 協 会
海 外 電 気 通 信 協 力 会
海 外 農 業 開 発 協 会
神 奈 川 県 海 外 協 会
沖 縄 経 済 開 発 研 究 所
ア フ リ カ 開 発 協 会
相 模 原 市 薬 剤 師 会
埼 玉 県 土 地 改 良 事 業 団
エ ン ヤ
有 田 川 化 場
S R L
(株) 金 沢 水 族 館

(財) 中 部 電 気 保 安 協 会
都 山 市 農 業 協 同 組 合
島 根 県 木 次 町 農 業 協 同 組 合
鹿 沢 海 外 開 発 協 会
(株) 正 映
日 本 語 研 修 国 際 協 会
各 務 原 市 農 業 協 同 組 合
(株) 三 滝 養 鱒 場
新 州 新 町 農 業 協 同 組 合
(財) 海 外 技 術 者 研 修 協 会
神 安 土 地 改 良 区
農 事 組 合 長 門 牧 場
(財) 八 戸 市 公 会 堂
(株)ニシコン蔵王山水苑事務所
(株)キープ協会
(株)協立有機工業研究所
栄 背 写 真 社
東 伯 町 農 業 協 同 組 合
富 良 野 地 区 農 業 共 済 組 合
佐 野 市 農 業 協 同 組 合

青年海外協力隊への現職参加

くわしくは

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局

指導相談課

〒150 東京都渋谷区広尾4-2-24

☎03-400-7261

へお問合せください。

